

## 小学校入学にかかる費用（新入学準備費）の援助のお知らせ

高知市教育委員会では、お子様が安心して学校生活を送ることができるように、経済的に援助が必要な方に対して、就学援助費を支給しています。基本的には入学後の申請及び支給になりますが、入学にかかる学用品やランドセル等の費用（新入学準備費）のみについて、希望者のみ入学前に支給いたします。ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みのうえ、申請してください。

なお、小学校入学後に申請をしていただく場合、進学先によっては申請ができない場合や、申請のための条件が加わることがありますのでご注意ください。（特別支援学校・私立学校など）

### 1 支給の対象となる方 [以下の条件（1）～（3）すべてに該当する方]

- (1) 基準日（令和4年3月1日）時点で高知市にお住まいで、住民基本台帳に記載されている方
- (2) 令和4年4月に小学校へ入学するお子さんの保護者で、生活保護を受けている方に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認める方
- (3) 生活保護を受給していない方（生活保護費から同様の費用が支給されるため）

#### ★令和3年度 認定となる収入状況のめやす

（令和3年4月1日現在）

家族数	家族構成	所得額 (令和2年分)
2人	父または母(32才)・子(小1)	233万円程度
3人	父(35才)・母(32才)・子(小1)	266万円程度
3人	父または母(35才)・子(小6)・子(小1)	304万円程度
4人	父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	329万円程度
5人	祖母(60才)・父(35才)・母(35才)・子(小3)・子(小1)	386万円程度

所得額＝合計所得金額－（社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除）

※収入状況のめやすについては、個々の世帯の状況により異なります。また、この計算は申請書提出後の審査で詳細に行うため、事前にお答えすることができませんので、あらかじめご了承ください。

### 2 申請に必要な書類

#### (1) 申請書 ※全員必要

高知市（青少年・事務管理課）のホームページからダウンロードできます。また、高知市立の各小・義務教育学校及び高知市教育委員会青少年・事務管理課で受け取ることができます。

#### (2) 令和3年度の所得（課税）証明書 ※令和3年1月1日時点で高知市外に住民票があった方のみ

世帯の中に令和3年1月1日時点で市外に住民票があった方がいる場合は、その方の所得額・控除額・課税状況が全て記載されている証明書（写しは不可）が必要です。

#### (3) 生計が別と判断するための書類 ※希望者のみ必要

審査の際は、住民票が別であっても同じ住所にお住まいの方は同じ世帯とみなして計算します。別世帯として審査を希望される方がいる場合は、以下のような証明書類を添付していただくことで、別世帯として審査できる場合があります。（その方と住民票が別であり（ただし次頁の例3を除く）、かつ、税法上・健康保険上の扶養関係がない場合のみ）なお、夫婦には相互扶助義務があるため、別居していても同じ世帯とみなします。

	世帯の状況の例	添付書類の例
1	二世帯住宅である、又は同じ住所だが敷地内の別棟の建物に住んでいる（建物が分かれている）	二世帯住宅又は別棟住宅の証明（資産税課で発行できる書類（土地所有者の「名寄帳[土地]」等）など、その土地に何軒家が建っているか分かる公的な証明及びそれに準ずるもの。（発行日が令和3年10月1日以降のもの）

2	同じ建物だが電気や水道のメーターを分けており、光熱水費が別々に請求されている	別々に請求されていることがわかる請求書など (同じ種類の、同じ月のもの。別としたい世帯分が必要です) ※ 3か月以内に業者によって発行されたもの
3	住民票は同じ住所にあるが、実際は別の場所に住んでいる	実際に住んでいる場所に届いている郵便封筒・はがきの写し(※ 住所・氏名・日付(3か月以内のもの)が1枚で確認できるもの)、実態に応じた転出・転居届後の住民票 など
4	その他 (生計が完全に独立している長期入院中など)	入院費など本人又はその扶養者の収入から支出されていることが確認できる書類など、事情に応じて生計別と確認できる書類

### 3 申請方法

#### (1) 提出期限及び提出先

■ 原則として、就学時健康診断を受ける際に、その入学予定の学校に提出してください。

就学時健康診断の日に提出できない場合は学校へ**令和3年11月30日(火)必着**でご提出ください。

■ **令和3年12月7日(火)必着 ※郵送のみ** で青少年・事務管理課に提出することも可能です。

#### (2) 提出後に内容を変更する必要ができた場合

「申請者氏名」または「金融機関口座」を変更する必要が生じた場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。その場合は、高知市教育委員会 青少年・事務管理課までお知らせください。

### 4 結果の通知

#### (1) 結果通知の発送

令和4年3月下旬に、審査結果通知をご自宅へ郵送します。審査の途中経過についてはお答えできませんので、あらかじめご承知おきください。

#### (2) 結果が却下の場合

結果が却下の場合でも令和4年4月以降に「令和4年度就学援助」の申請をしていただくことにより、支給を受けられる場合があります。詳しいご案内は小学校入学後に行います。

### 5 支給について

(1) 支給金額 対象のお子さん1人につき **48,790円** (予定)

(2) 支給時期 **令和4年3月末** (予定)

#### 申請にあたっての注意事項 (重要)

- ※ 申請にあたっては、記入例を必ずご確認ください。
- ※ 今回の新入学準備費の支給を受けた場合でも、入学後に「令和4年度就学援助」をご希望する場合には、入学後に別途申請が必要になります。
- ※ 新入学準備費の支給を受けた方については、「令和4年度就学援助」における新入学学用品費の支給対象とはなりません。
- ※ 以下の方は審査ができないため、なんらかの手続き、もしくは書類の提出をお願いすることとなります。
  - ・世帯に所得未申告の方がいる場合 (申告してから申請してください。収入が0でも申告は必要です)
  - ・申請書の不備、審査に必要な書類に不足がある方
  - ・住民票とは違う住所に住んでいる方
  - ・申請書と基準日時点で世帯の状況等が異なる (婚姻・離婚・世帯人数の増減等による) 方 など

問合せ先：高知市教育委員会 青少年・事務管理課 <TEL 088-823-9468>

〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1番43号 たかじょう庁舎4階